

山辺町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

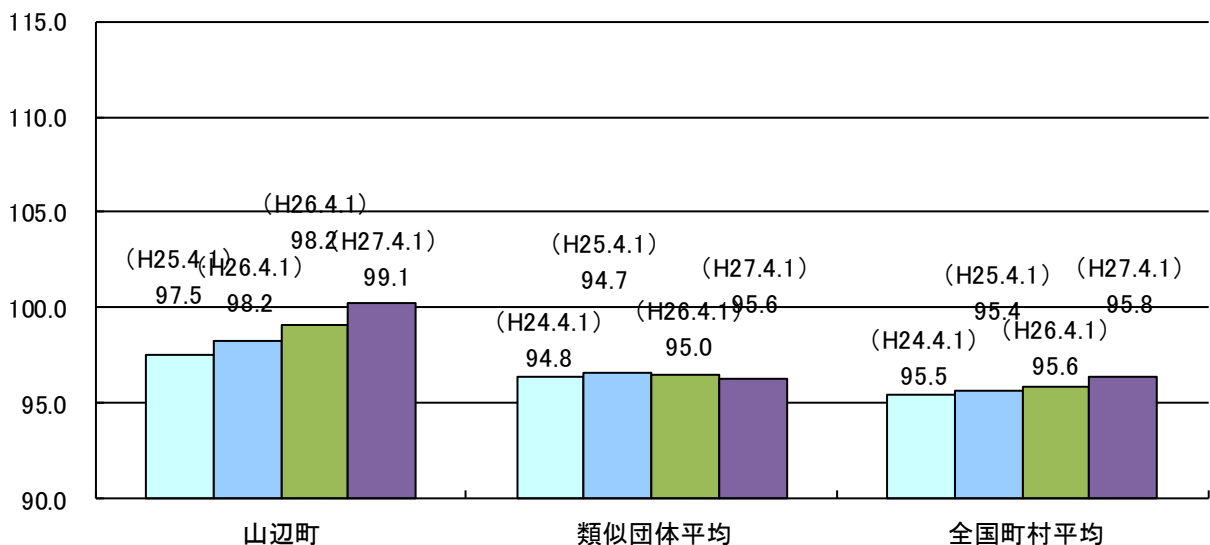
区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	14,737	7,522,238	267,558	912,145	12.1	12.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	123	443,358	81,952	170,489	695,799	5,656	5,491

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成 27 年 4 月 1 日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円 377,027	円 376,240	787円 (0.21%)	% —	% —	% 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 3.93	月 3.75	月 0.18	月 —	月 3.95	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.6%引下げ。激変緩和のため、当分の間、経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

--

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山辺町	39.2歳	303,500円	348,148円	313,620円
山形県	43.2歳	330,689円	418,752円	372,755円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.4歳	304,130円	341,704円	326,685円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/ B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山辺町	45.2歳	11人	344,636円	388,146円	363,455円	—	—	—	—
うち運転技士	47.7歳	3人	364,200円	398,737円	381,033円	自動車運転手	50.5歳	181,000円	2.22
うち業務員	45.8歳	5人	343,360円	392,382円	362,960円	用務員	55.2歳	199,900円	1.96
うち調理員	41.7歳	3人	327,200円	370,493円	346,700円	調理士	41.1歳	214,300円	1.73
山形県	47.9歳	508人	338,700円	377,600円	358,300円	—	—	—	—
国	50.4歳	2876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
類似団体	51.2歳	6人	289,076円	305,697円	296,962円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
山辺町	—	—	—
うち運転技士	6,414,665円	2,380,000円	2.70
うち業務員	6,213,502円	2,774,400円	2.24
うち調理員	5,884,100円	2,855,700円	2.06

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成24～26年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		山 辺 町	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	187,700円	174,200円
	高 校 卒	140,100円	147,900円	144,600円
技能労務職	高 校 卒	137,300円	140,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

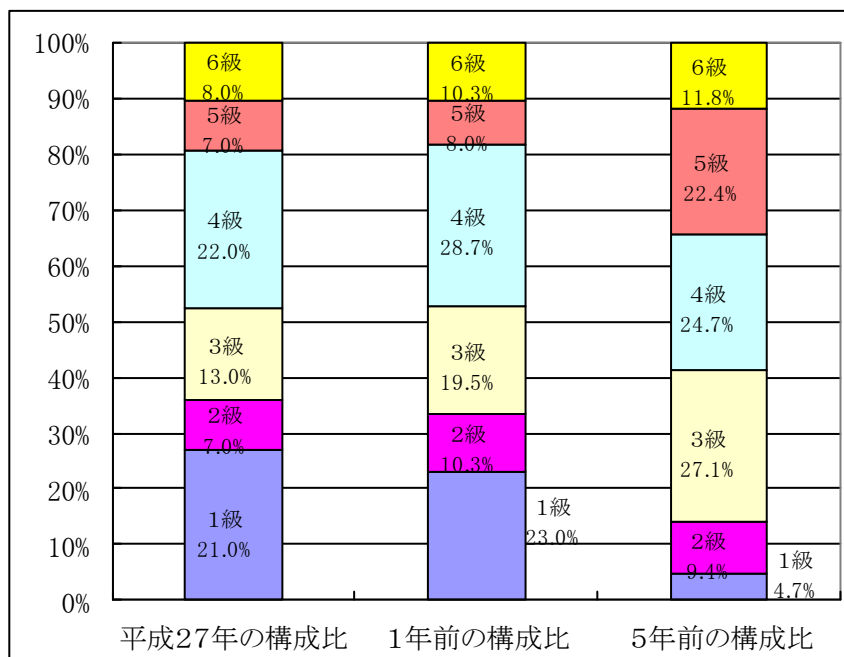
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	240,600円	288,400円	322,100円
	高 校 卒	205,400円	240,600円	288,400円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	人 21	% 28.0	円 140,900	円 250,900
2 級	主任	人 7	% 9.3	円 192,200	円 309,200
3 級	主査	人 13	% 17.3	円 229,300	円 356,200
4 級	係長、副主幹	人 22	% 29.3	円 264,600	円 387,900
5 級	主幹	人 7	% 9.3	円 291,900	円 400,200
6 級	課長、事務局長	人 8	% 10.6	円 323,500	円 417,800

- (注) 1 山辺町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日前1年間良好な勤務成績である場合の昇給の級号数は4号給を標準としています。今後は人事評価制度の導入を行い、昇給への反映を予定しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山 辺 町	山 形 県	国
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,359千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,608千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 6～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

基準日(6月1日及び12月1日)に在職する職員に対し、基準日前6か月以内の期間における勤務成績に応じて勤勉手当を支給します。勤勉手当に勤務実績を反映させるため、平成27年度より人事評価制度を導入します。

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

山 辺 町			国		
(支給率)	自己都合	早期退職・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.445月分	25.55625月分	勤続20年	23.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～45%加算			定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人当たり平均支給額 18,382千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成28年4月1日現在） 支給していません。

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在） 支給していません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	60,348千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	642千円
支給実績(26年度決算)	51,250千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	417千円

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・扶養親族たる子、父母6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子には、一人につき5,000円加算	同	—	13,804千円	238,000円
住居手当	借家：家賃に応じた額(27,000円限度)	同	—	4,340千円	309,600円
通勤手当	住居から勤務公署までの距離に応じて ①交通機関利用者 限度額55,000円/月 ②交通用具使用者 限度額24,500円/月	異	交通用具利用に係る通勤距離区分を、国より細分化している。	5,683千円	76800円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 給料月額	異	特別調整額として給料	5,368千円	488,400円

	の10%		月額10～25%		
休日勤務手当	勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	(時間外勤務手当に含む。)	
夜間勤務手当	正規の勤務時間が午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合 勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異	勤務1時間当たりの給与額の算出方法		
宿日直手当	2,100円～4,200円/回	同	—	0千円	0円
管理職特別勤務手当	4,000円～12,000円/回	異	4,000円～18,000円/回	0千円	0円
寒冷地手当	毎年11月～翌年3月まで 月額7,360円～17,800円	同	—	8,050千円	63,890円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員に支給 日額3,970円～6,620円			0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	656,000円 (820,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000円 / 507,500円
	副市町村長	571,500円 (635,000円)	680,000円 / 404,600円
報酬	議長	310,000円 ()	408,000円 / 218,000円
	副議長	255,000円 ()	340,000円 / 174,000円
	議員	240,000円 ()	320,000円 / 155,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(26年度支給割合) 給料月額に40%を加算 2.9月分(6月期1.45月、12月期1.45月)	
	議長 副議長 議員	(26年度支給割合) 報酬月額に40%を加算 2.9月分(6月期1.45月、12月期1.45月)	
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 820,000円×在職月数×56.7/100 22,317,120円 任期毎 635,000円×在職月数×33.1/100 10,088,880円 任期毎	
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

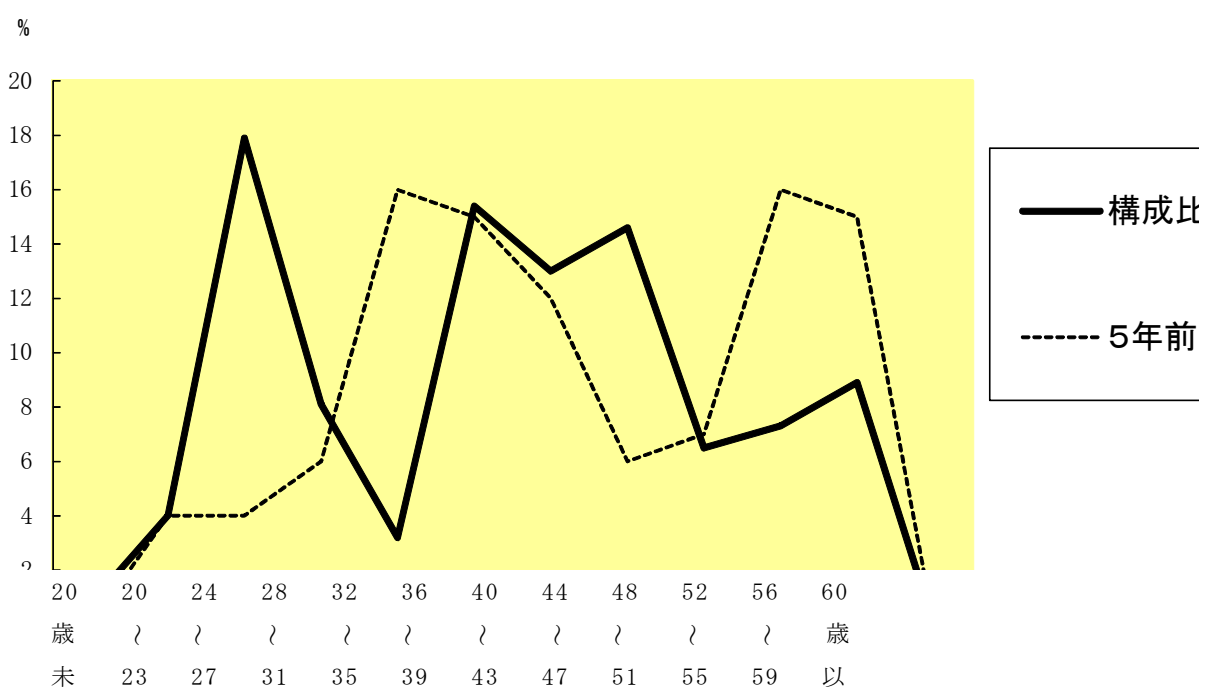
部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	1	業務の見直しによる増
		総務	31	32		
		税務	10	10		
		農水	9	9		
		商工	2	2		
土木		11	11			
民生衛生		15	16			
計	87	89	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.21人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 84.22人)		
	教育部門	24	22	△2	一般行政部門の増員による減	
	消防部門					
	小計	111	111		<参考> 人口1万人当たり職員数 73.85人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 103.49人)	
公営企業等部門	下水道	3	3			
	その他	9	9			
	小計	12	12			
合計		123 [147]	123 [147]	[]	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.84人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)

(例)



満

上

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 3	人 5	人 14	人 19	人 2	人 13	人 20	人 18	人 11	人 6	人 12	人 0	人 123

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	88	90	88	87	89	90	2(102.3%)
教育	26	25	24	24	22	21	△5(81.5%)
消防							(%)
普通会計計	114	115	112	111	111	111	△3(97.4%)
公営企業等会計計	13	12	12	12	12	12	△1(92.3%)
総合計	127	127	124	123	123	123	△4(96.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。